

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第5項中「全ての市税事務所支所」を「市税事務所固定資産税室」に改め、同条第8項を削り、同条第9項を同条第8項とし、同条第10項中「なく、」の右に「市民税室及び」を加え、「及び全ての市税事務所支所」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「及び全ての市税事務所支所」を削り、同項を同条第10項とし、同条第12項から第24項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条第4項第2号を次のように改める。

(2) 固定資産税（償却資産に関するものを除く。）及び都市計画税に係る閲覧に関すること。

第2条第6項を削り、同条第7項中「前条第9項」を「前条第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項各号列記以外の部分中「前条第10項」を「前条第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同項に次の1号を加える。

(5) 市税に係る証明（地方税法第20条の10の規定に基づくもの及び過去2年若しくは3年以内において市税に係る徴収金の滞納処分を受けたことがないこと又は現に市税の滞納がないことに係るものに限る。）に関すること。

第2条第9項中「前条第11項」を「前条第10項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項各号列記以外の部分中「前条第12項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「前条第13項」を「前条第12項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「前条第14項」を「前条第13項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項各号列記以外の部分中「前条第15項」を「前条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「前条第16項」を「前条第15項」に、「第10項各号」を「第9項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「前条第17項」を「前条第16項」に、「第18項」を「第17項」に改め、同項を同条

第14項とし、同条第16項中「前条第19項」を「前条第18項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第20項」を「前条第19項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第21項」を「前条第20項」に、「第22項」を「第21項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項各号列記以外の部分中「前条第23項」を「前条第22項」に、「同条第24項」を「同条第23項」に改め、同項を同条第18項とする。

附 則

この規則は、令和元年10月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)